

# 告示

## 埼玉県選管告示第六十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和四年八月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	株式会社ベストケア・パートナーズ みつばメゾン武蔵浦和	埼玉県さいたま市南区鹿手袋 四丁目四番一号
老人ホーム	医療法人エレンソル メディケアハイムみさと	埼玉県三郷市田中新田二百七 十七番三
病院	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会加須病院	埼玉県加須市上高柳千六百八 十番地